

## 肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 目次

- 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様である。しかしながらとりわけ、我が国では、肝炎患者のうちB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が大きな割合を占めており、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。

国におけるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、近年においては、平成14年度以降、C型肝炎等緊急総合対策を開始し、平成19年度には、都道府県に対し、肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備について要請する等の取組を進めてきた。

また、平成20年度以降、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及と理解及び肝炎に係る研究の推進の5本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきた。

さらに、研究分野に関しては、平成20年6月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究7カ年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである。

しかしながら、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変及び肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。また、肝炎ウイルスの感染経路等についての国民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では、肝炎ウイルスに持続感染している者（以下「肝炎患者等」という。）に対する不当な差

別が存在することが指摘されている。このような状況を改善し、今後、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが必要である。こと、及び肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）前文の趣旨にかんがみ、本基本方針においては、~~B型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎（以下「肝炎」という。）~~対策を総合的に推進するために基本となる事項を定めるものとする。

本指針は、このような現状の下に、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とし、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第9条第1項の規定に基づき策定するものである。

なお、我が国において、現在、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題であることから、本指針においては、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策に関する事項を定めるものとする。

## 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

### （1）基本的な考え方

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病病態に進行するおそれがある。このため、~~B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染したことに起因して肝炎に罹患した者及びB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者（以下「肝炎患者等」という。）~~が生活する中で関かかわることとなるすべての関係者が肝炎に対する係る理解を深め、これらの関係者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。

また、肝炎対策を進めるに当たっては、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民や関係者の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体＝丸となって、連携して対策を進めることが重要である。

### （5-2）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発

~~B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）~~は、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が自身の肝炎ウイルスの感染状況を認識し、肝炎についでに係る正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組む必要がある。

さらには、肝炎患者等に対する不合理な取扱い不当な差別を解消し、また、感染経路についての知識不足による新規たな感染を予防するためにも、肝炎についでに係る正しい知識の普及が必要である。

### （2-3）肝炎ウイルス検査の更なる促進

肝炎ウイルスの感染については、感染経路が様々であり、個人の過去の生活に基づき個人のおける感染リスクの有無を判断することは困難である。このためことから、肝炎ウイルス検査の受検機会を広く提供し、すべての国民すべてが、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する受けることが可能な体制を整備し、受検の勧奨を行うことが必要である。

#### (3.4) 適切な肝炎医療の推進

肝炎ウイルスの感染について認識している肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。

肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療の治療を専門とする医療機関（以下「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受けることが望ましい。

また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続して適切な治療を受けることが必要である。

このため、肝炎患者等が、居住地にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、都道府県において、地域の特性に応じた肝炎診療体制の整備の促進に向けた取組を進める必要がある。

また、肝炎ウイルスを排除する又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能であり、また、ウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面がある。このためことから、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組む、その効果を検証していく必要がある。

#### (6.5) 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実

肝炎患者等及びその家族等の多くは、ウイルス性肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このためことから、こうしたこれらの肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。

また、肝炎患者等及びその家族等を含む国民の視点目線に立って、分かりやすい情報提供についての強化について、取組を強化する進めていく必要がある。

#### (4.6) 肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進

肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎のみならず、肝炎から進行した肝硬変や肝がんを含めた肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫

学研究等を総合的に推進する必要がある。

また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても進める必要がある。

## 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

### (1) 今後の取組の方針について

感染経路についての知識不足による新規感染を予防するため、すべての国民に対してする肝炎についての正しい知識をの普及することが必要である。特に、ピアスの穴あけ等の血液の付着する器具の共有、性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱くようになる年代に対しては、肝炎についての正しい知識と理解を深めるため、集中的かつ効果的な取組が必要である。

また、地方公共団体に対して、各医療機関において、HBs抗原陽性の妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等、B型肝炎母子感染防止対策を講じており、引き続きこの取組を進める。

さらに、B型肝炎の感染がワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、B型肝炎ワクチン接種に関しても検討を行う必要がある。

### (2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、日常生活上の感染予防の留意点や、集団生活が営まれる施設ごとの感染予防ガイドライン等を策定の作成し、地方公共団体等と連携を図り、その成果の普及啓発を行う。また、特に

イ 国は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための情報を取りまとめ、地方公共団体等と連携を図り、その成果の普及啓発を行う。

ウ 国及び地方公共団体は、医療従事者等の感染のハイリスクの高い集団を中心として、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性に関する情報提供を行う。

エ 国は、水平感染防止の手段としてのB型肝炎ワクチン接種の有効性、安全性等に関する情報を踏まえ、当該ワクチンの予防接種の在り方について検討を行う。

## 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

### (1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、健康保険組合医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、プライバシーに配慮して匿名実施されている場合があること等から、当該検査の受検状況の実態を把握することは困難な状況にあるが、肝炎ウイルス検査体制の整備及び普及啓発を効果的に実施するために、施策を行う上での指標となるよう、肝炎ウイルス検査の受検率について把握するための調査及び研究が必要である。

また、肝炎ウイルス検査未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識してい

ない者等、~~いまだ~~感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、すべての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要なことについて、普及啓発を徹底するとともに、すべての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが可能な体制を整備し、その効果を検証するための研究を推進する必要がある。

さらに、肝炎ウイルス検査の受検結果については、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、最新の肝炎ウイルス検査に関する知見修得のための研修の機会を確保する必要がある。

~~したがって、今後は、下記の方針に基づき、適切な肝炎ウイルス検査の一層の推進を図るとともに、受検者における受検結果の正しい認識を促し、必要に応じて適切な受療につなげることが重要である。~~

~~ア すべての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが可能な肝炎ウイルス検査体制を整備する。~~

~~イ 感染経路の多様性にかんがみ、すべての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることについての普及啓発を徹底するとともに、肝炎ウイルス検査受検勧奨を行う。~~

~~ウ 肝炎ウイルス検査の受検結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、検査前及び検査結果通知時において、肝炎の病態等に関する正しい知識についての情報提供を徹底する。~~

~~エ 肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や、患者への適確な説明を行う上で非常に重要である。このため、肝炎医療に携わる者に対する研修の機会を確保する必要がある。~~

## (2) 今後取組が必要な事項について

~~上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記について取り組む必要がある。~~

ア 国は、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率等について推計するための調査及び研究を行う。

イ ア 国は、現在、地方公共団体が実施主体となって現行の「特定感染症検査等事業」及び「健康増進事業」において行っている肝炎ウイルス検査について、実施主体である地方公共団体に対し、引き続き、検査実施とその体制整備を働きかける要請する。

ウ イ 国及び地方公共団体は、肝炎ウイルス検査の実施について、実施主体である地方公共団体に対し、住民に向けた肝炎ウイルス検査に関する広報をの強化を要請する。あわせて、産業保健に従事する職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者の理解と協力の下、引き続き、関係者に対し、労働者に向けた受検勧奨を要請実施する。

エ ウ 国は、多様な検査機会の確保を目的として、医療保険者が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づき行う健康診査等及びや事業主が労働安全衛生法



(昭和 47 年法律第 57 号) に基づき行う健康診断の機会をとらえて併せて実施する肝炎ウイルス検査については、継続して実施されるよう働きかけを行う医療保険者及び事業主に対して要請する。またあわせて、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果の取扱いについて、プライバシーに配慮した適正な通知と結果の取扱いについて、医療保険者及び事業主に対して改めて周知する。

オエ 国は、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、これらの情報を取りまとめ分かりやすいリーフレットを作成し、地方公共団体等と連携を図りや健診団体等を通じて、その成果の普及啓発を行う広く受検者に配布する。

カオ 国及び都道府県地方公共団体は、医療機関に対し、おいて手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、医療機関から受検者にその検査結果について適切にな説明を行うがなされるよう働きかけを行う要請する。また、国は、医療機関において手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明状況等について、実態把握のための調査研究を行う。

キカ 国は、独立行政法人国立国際医療研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）に対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院等における指導的立場にある医療従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及びを含む肝炎医療に関する研修が行われるよう要請指示する。

#### 第 4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

##### (1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関でを受診しない、また、たとえ医療機関でを受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。

このため、下記の方針に基づき、肝炎患者等の早期かつ適切な治療を更に推進していく必要がある。

ア 都道府県が設置する肝炎診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）を中心とし、専門医療機関とかかりつけ医が協働する仕組みとして、地域における肝炎診療ネットワークの構築を進め、すべての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けることができる体制を整備するとともに、

イ 地域保健や職域において健康管理産業保健に携わる者を含めた関係者の連携、協力の下、肝炎患者等に対する受診受療勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップを実施することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診を進める必要がある。

また、

ウ 肝炎患者等が、労働と継続的な受療を両立させること働きながら継続的に治療を受けることができる環境づくりに向けて、引き続き、事業主、職域において健

健康管理に携わる者産業保健関係者、及び労働組合をはじめとした関係者の協力を得られるよう、必要な働きかけを行う必要がある。

さらに、

エー 肝炎患者等~~の~~経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施及び肝炎医療に係る諸制度の周知により、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。

## (2) 今後取組が必要な事項について

~~上記の方針を実現するため、引き続き現状の取組を推進するとともに、新たに下記について取り組む必要がある。~~

ア 国は、地方公共団体と連携して、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等、肝炎患者等を個々の病態に応じて適切な肝炎医療に結びつける取組を地域において中心となって進める人材の育成を進める。また、肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめ、肝炎ウイルス検査によって肝炎ウイルスに感染していることが判明した者に対して配布する。

イ 国は、地域保健や職域において健康管理に携わる産業保健に従事する者が肝炎患者等~~に対して~~提供するために必要な情報を取りまとめ~~について整理し、分かりやすく効果的に提供するための情報ツールを作成~~地方公共団体や医療保険者等と連携を図り、その成果の普及啓発を行う~~する~~。

ウ 国は、拠点病院等の医療従事者を対象として実施される研修を効果的に進めるため、研修計画を策定する。また、国及び都道府県は、地域における診療連携体制を強化するため、拠点病院が行う研修への支援方法について検討する。

エ 国は、地域における診療連携体制を強化するため、地域における連携の推進に資する研究を行う。

オ 国は、職域職場における肝炎患者等に対する理解を深めるため、肝炎の病態、治療方法及び肝炎患者等に対する望ましい配慮についての先進的な取組例等の情報を取りまとめを分かりやすく示したリーフレット等を活用し、各種事業主団体と連携を図り、その成果の普及啓発を行う~~を通じて~~配布する。

カ 国は、肝炎医療費助成制度、高額療養費制度、傷病手当金及び障害年金等の肝炎医療に係る既存の~~関する~~制度について情報を取りまとめ、分かりやすくまとめたリーフレット等を作成し、地方公共団体と連携を図り、肝炎の治療を進める際~~に~~医療機関や肝疾患相談センター等における活用を推進する。

キ 肝炎情報センターは、肝炎医療に係る~~ついて、~~最新情報を収集し、拠点病院及び専門医療機関等のリスト並びに拠点病院において対応可能な肝炎医療の内容に関して情報収集をした後、肝炎情報センターのホームページ等~~に~~分かりやすく~~い形で~~掲載すること等により、医療従事者及び~~一般~~国民に向けて可能な限り迅速に周知を図る。

## 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

## (1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスへの新規感染の発生を防ぎ、肝炎に係る医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成を行うことが重要である。

このため、下記の方針に基づき人材育成に取り組んでいく必要がある。

ア 新規の肝炎ウイルスへの新規感染の発生の防止に資する人材を育成するとともに、

イ 肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療治療に結びつけるための人材を育成する必要がある。

また、

ウ 肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対し適確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。

さらに、

エ 地域における肝炎に係る医療水準の向上等に資する指導者を育成することが必要である。

## (2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、新規の肝炎ウイルスへの新規感染の発生を防止するため、各施設における感染予防ガイドライン等の策定作成のための研究を推進し、地方公共団体等と連携を図り、当該研究成果について普及啓発を行う策を講じる。

イ 国は、地方公共団体と連携して、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等、肝炎患者等を個々の病態に応じて適切な肝炎医療に結びつける取組を地域において中心となって進める人材の育成を進める。(再掲)

ウイ 国は、肝炎情報センターに対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院等指導的立場にある医療従事者に対し、最新の知見を踏まえた肝炎検査を含む及び肝炎医療に関する研修が行われるよう指示要請する。(再掲)

## 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

### (1) 今後の取組の方針について

肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価及び、検証するとともに、今後、行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。

このため、下記の方針に基づき、肝炎研究の効果的かつ効率的な実施と研究成果の肝炎対策への適切な反映を促進する。

ア 今後の肝炎研究の在り方について、「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ実施してきた過去の研究について評価を行った上、当該戦略の見直しを行うまた、とともに肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進するとともに、将来の肝炎研究を担う若手研究者の育成を行い、肝炎研究の人的基盤の拡大を目指す。



さらに、

~~イ~~ 肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信を推進する必要がある。

## (2) 今後取組が必要な事項について

~~上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記についても取り組む必要がある。~~

ア 国は、「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ実施してきた過去の研究についての評価及び検証見直しを行い、肝炎対策推進協議会に報告する。

イ 国は、肝炎研究分野において、若手研究者の人材育成を積極的に行う。

ウ 国は、具体的な施策の目標設定に資するよう、肝炎、肝硬変及び肝がん等の病態別の実態を把握するための調査研究を行う。

~~エ~~ 国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について分かりやすく公表し、周知を図る。

## 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

### (1) 今後の取組の方針について

~~肝炎は重篤な疾病であり、ア~~ 肝炎医療のための医薬品の開発等に係る研究を推進する。

~~イ~~ 肝炎医療に係るのための医薬品を含めた医薬品の開発等に係る研究が促進され、早期の薬事法（昭和35年法律第145号）の規定による製造販売の承認に資するよう、治験及び臨床研究の活性化の取組を推進し、さらに、する。

~~ウ~~ 肝炎医療のための医薬品を含めた、特に必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場に導入されるためによう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。

### (2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎等の医療の医療水準の向上等に資する、~~肝炎医療のための新~~医薬品の開発等に係る研究を推進する。

イ 国は、肝炎医療に係るのための新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び~~や~~臨床研究を引き続き推進する。

ウ 国は、肝炎医療に係る新医薬品、新医療機器等については、優れた製品を迅速に医療の現場に提供できるよう、有効性や安全性に関する審査体制の充実強化等を図る等など承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進するもていく。

エ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって、医療上必要性が高いと認められるものについては、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を引き続き行う。

オ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、医療上の有用性等の要件を満たす医薬品については、他の医薬品に優先して承認審査を進める。

## 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

### (1) 今後の取組の方針について

肝炎に係る正しい知識については、多くの国民に十分に浸透していないと考えられる。~~ため、下記の方針に基づき、より一層の普及啓発及び情報提供を進める必要がある。~~

~~ア~~ こうした中において、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨促進し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、すべての国民における対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

また、

~~イ~~ 早期かつ適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持てるよう、普及啓発及び情報提供を推進するとともに、

~~ウ~~ 肝炎患者等が、不合理な処遇、待遇不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、~~遺族や~~、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとしたすべての国民が、肝炎についてに係る正しい知識を持つための普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

### (2) 今後取組が必要な事項について

~~上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記~~の事項について取り組む必要がある。

ア 国は、平成22年5月の世界保健機関（WHO）総会において、世界肝炎デーの実施が決議されたことを踏まえ、日本肝炎デーを設定する。あわせて、国及び地方公共団体は、財団法人ウイルス肝炎研究財団の実施する「肝臓週間」と連携し、において、~~集中的な肝炎の普及啓発を行う。~~

イ 国及び地方公共団体は、あらゆる世代の国民が、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行う。

ウ 国及び地方公共団体はとりわけ、国民に対し、近年我が国における感染事例の報告がある急性B型肝炎（ジェノタイプA）は、従来のタイプに比し、性行為により感染が慢性化することが多いとされていることにかんがみ、ため、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）等と同じく性行為により感染する可能性があるという性感染症としての認識を促し、予防策を講じる必要があることについて普及啓発を行う推進する。

エイ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診受療勧奨活動として、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる産業保健に従事する者の団体、事業主団体等の協力を得て、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る諸制度について、~~普及啓発活動及び情報提供を行う推進する。~~

オウ 国は、肝炎患者等、~~や~~医師等の医療従事者、職域において健康管理に携わる産業保健に従事する者、事業主等の関係者に向けて、各々の立場で必要な情報

を取りまとめ、整理し、肝炎の病態や治療方法、予防のために必要な事項についての分かりやすいリーフレット等を作成し、情報提供その成果について普及啓発を行う。

カエ 国は、地域における医療機関において、肝炎に係る情報提供が適切になされるよう、肝炎情報センターに対し、おける情報提供機能を充実させるよう要請する。

キオ 国及び都道府県は、拠点病院の相談センターを周知するための普及啓発を行う活動を推進する。

クカ 国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果の取扱いについて、プライバシーに配慮した適正な通知と検査結果の取扱いについて、医療保険者及び事業主に対して改めて周知する。(再掲)

ケ 国は、肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握するための調査研究を行い、その被害の防止のためのガイドラインを策定するとともに、地方公共団体と連携を図り、その成果の普及啓発を行う。

## 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

### (1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

#### ① 今後の取組の方針について

ア 肝炎患者等及びその家族等が、肝炎と向き合いながら治療を含む生活の質の向上に取り組むことができるよう、相談支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化するとともに、

イ 肝炎患者等が不合理な取扱い不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不合理な取扱い不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要がある。

#### ② 今後取組が必要な事項について

上記の方針を実現するため、引き続き、現状の取組を推進するとともに、新たに下記の事項について取り組む必要がある。

ア 国は、都道府県と連携して、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、及び肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場をの提供を推進する。

イ 国は、肝炎患者等支援対策事業を活用した肝炎患者等の支援策の具体例について、分かりやすい事例集を作成し、都道府県へ配布する。

イウ 国は、肝炎情報センターにおいて対し、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、積極的に情報提供が行われるよう要請する。

ウエ 国は、地方公共団体と連携して、法務省の人権擁護機関相談窓口の周知を図る。

### (3-2) 地域の実情に応じた肝炎対策の推進

都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策

を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる。

また、都道府県及び市区町村地方公共団体は、積極的に、国をはじめとする他の行政機関との連携を図りながら図りつつ肝炎対策を講じるていくことが望まれる。

#### (4.3) 国民の責務に基づく取組

ア 肝炎対策基本法第6条の規定にかんがみ、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等、遺族を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要があるり、以下の取組を進めることが重要である。

アイ 国民一人一人が、肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態疾病へと進展する可能性があり、各人の健康保持に重大な影響をもたらさうる疾病病気であることを理解した上で、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無について、早期に認識を持つよう努めること。

イウ 国民一人一人が、肝炎ウイルスへの新規たな感染の可能性のある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不合理な取扱い不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。

#### ~~-(4) 定期的な現状把握による効果的かつ効率的な肝炎対策の推進~~

~~国は、肝炎対策をより効果的かつ効率的に推進するため、地方公共団体等関係者との連携強化を図るとともに、国及び地方公共団体における取組について、定期的に調査及び評価を行い、改善に向けた取組を講じていく。~~

#### (2.5) 肝硬変及び、肝がん患者に対する更なる支援の在り方について

肝炎から進展する進行した肝硬変及び、肝がんは、根治的な治療法が少ない。←このため、肝硬変及び、肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとするていく。

ア 国は、肝硬変及び、肝がんを含む肝疾患については、医療従事者への研修、及び「肝炎研究7カ年戦略」に基づく研究をの推進する。あわせて、国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療のによる治療水準の向上等を図るため、医療従事者への研修等人材育成が必要であり、この取組を推進するていく。

イ 国は、都道府県と連携して、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む、肝炎患者等及びやその家族等の不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、及び肝炎患者等及びやその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場をの提供を推進する。

ウ 平成22年度から、一定の条件の下、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)における身体障害に、新たに肝臓機能障害の一部について、が位置付けられ



~~た。これにより肝機能障害の一部については、障害認定の対象とされた。~~その認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該支援を継続する。

エ 国は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する更なる支援の在り方について検討する上での情報を収集するため、肝硬変及び肝がん患者に対する肝炎医療に関する現状を把握するための調査及び研究を行う。

#### （5-6）肝炎対策基本指針の見直し

肝炎対策基本法第9条第5項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。

~~この基本本~~指針は、肝炎をめぐる現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。今後は、~~本基本~~指針に定める取組を進めていくこととなるが、肝炎をめぐる状況変化を的確にとらえた上で、国、地方公共団体等における取組について、定期的に調査及び必要に応じ適宜評価を行い、肝炎をめぐる状況変化を的確にとらえた上で、必要があるときは、基本指針策定から5年を経過する前であっても、本指針について検討を加えこれを見直し、変更するものこととする。